

## ご案内

# ご存知ですか？

## ～交通遺児福祉資金事業～

- ・交通遺児の方に対する激励金の支給事業を行っています。
- ・当年度高等学校(特別支援学校・専修学校の高等課程を含む)卒業までの乳幼児、児童、または生徒(夜間中学を含む)。20歳未満の方へ支給します。
- ・対象世帯の所得の制限はありません。

## ✿ 対象者 ✿

- ・父母(「養子縁組をした場合にあっては、養父母とする」以下同じ) またはそのいずれかが交通事故により死亡または重度の後遺症を存することとなった方。  
(父母のどちらかが交通事故により死亡した後において、その配偶者が再婚した場合を除く。但し、当年度内に限り該当の取扱いとする)。
- ・父母が死亡した後に、その他親族等に扶養されていて、当該親族等が交通事故により死亡または当該親族等が身体に重度の後遺症を存することとなった方。

## ✿ 激励金支給基準(1人につき)✿

①翌年度4月に小学校入学予定の幼児	.....	80,000円
②翌年度4月に中学校入学予定の児童	.....	80,000円
③当年度末に中学校卒業予定の生徒	.....	100,000円
④その他(②～③を除く)児童・生徒	.....	20,000円 (現小・中学生)
⑤①を除く全ての乳幼児	.....	20,000円
⑥当年度末に高等学校卒業予定の生徒	.....	100,000円
⑦高校1・2学年の生徒	.....	30,000円

## ✿ 支給をうけるには?✿

【過去に受給している世帯】毎年市町村等を通じて状況確認を行った後、請求書を送付いたしますので御提出ください(2月下旬)。3月に送金いたします。

【過去に受給したことが無い世帯】下記、お問い合わせ先まで御連絡ください。



お問い合わせ  
受付中です

## お問い合わせ先

(社福)鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部  
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5  
TEL:0857-59-6344  
FAX:0857-59-6341  
E-mail fukushis@tottori-wel.or.jp  
URL https://www.tottori-wel.or.jp/

